天 理 市 農 業 委 員 会　 議 事 録

・日　　時　　令和５年９月７日（木）午後２時00分～午後２時31分

・場　　所　　天理市役所　５階　533Ｂ会議室

・出席委員

　（農業委員）

１番　　　西　　悦子　　　　　　　　２番　　 岸本　誠行

３番　　　門𦚰　由喜子　　　　　　　４番　　 安井　義昌

５番　　　松井　義憲　　　　　　　　６番　　 川畑　　稔

８番　　 榎堀　秀樹　　　　　　　　９番　　 藪内　清光

10番 　　 西口　恵紹 11番 　上田　喜史

12番 　　 中井　順一

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　東田　行三　　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏

井戸堂地区　　松本　和成　　　　　　二階堂地区　　藏本　純次

朝和地区　　石井　照夫　　　　　　　柳本地区　　杉田　義正

櫟本地区　　奥出　善嗣

・事務局職員

　　　事務局長　　奥田　　彰　　　　　　　　　係長　　德永　佳代

・欠席委員

　（農業委員）７番　　　木村　　晃

　（農地利用最適化推進委員）

前栽地区　　谷　　昭良　　　　　　　朝和地区　　奥野　雅信

福住地区　　辻󠄀沢　昌彦

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第５条に関する許可申請について

議案第３号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第４号　　その他

市街化区域の専決処分について（報告）

事務局長（奥田　彰）

委員の皆様、本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただきありがとうございます。定刻の時間となりましたので、ただ今より９月定例委員会を開催いたします。

　本日、出席の農業委員は11名で、過半数を超えておりますので、委員会は成立して

おります。なお、木村委員、谷推進委員、奥野推進委員、辻󠄀沢推進委員は事前に欠席の連絡を受けております。

　次に委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行をお願いいたします。

議長（松井義憲）

皆さん、ご苦労様です。

今月は台風シーズンということで、稲が実る頃に台風が来ると大変心配するところ

であります。現時点で、米の作況指数は北陸方面の干ばつを除いては概ね順調に育っていると聞いております。それから、価格のほうですが、農協の買い上げが１等で12,200円程度と、昨年より400円ほど高いと聞いております。全国的にも価格は上がる傾向かと思われます。そのような状況でございます。

それでは、本題に入っていきたいと思います。

まず、９月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させて

いただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　ご同意いただきましたので６番　川畑委員と、８番　榎堀委員にお願いいたします。

議長（松井義憲）

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局係長（德永佳代）

　それでは、議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」８件について説明いたします。議案書1ページをご参照願います。

１番、２番申請は同時申請で、双方の耕作利便性向上を事由とする所有権移転の

交換です。場所の地図は、ともに議案書の２ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番、２番表記のとおりで

す。

３番申請は、夫が高齢で耕作できないため、夫婦間での所有権移転の贈与です。

場所の地図は、議案書の２ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は３番表記のとおりです。

４番申請は、新規就農を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の３ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は４番表記のとおりです。

新規就農ですので、８月29日に、松井会長と地区担当の上田委員、東田推進委員、事務局職員とで新規就農者ヒアリングを行いましたのでご報告いたします。

譲受人は、47歳、自営業をされています。以前より食や食材に興味があり、友人の農作業の手伝いをしてきたが、この度土地購入のご縁があり本格的に就農する気持ちになったということです。

営農計画によると、申請地は自宅から徒歩で10分程度。現在水田として使っている田には米を、その他の農地は畑地としてキャベツや玉ねぎなどの野菜を作付けします。農業従事予定日数は、夫婦で150日。母親にも手伝ってもらいます。現在トラックは所有しているが、トラクターは購入の予定をしている。その他の農機具は、当面手伝いをしている知人に借りる同意を得ています。水利のことなど地元の農家組合長に直接お会いして協議しましたとのことです。

面接を務められた東田推進委員からは、畑地にするにも水路や現状を変更する場合には、必ず地元農家組合や水利関係者と協議すること。また、草刈や川掃除などの地域の行事があるので自治会や区長とも相談してくださいと話されました。また、上田委員からは、農地へはどこから入っていくのかと質問され、堤を車でおりていくには県へ許可申請が必要な場合があるので気を付けてくださいと話されました。

また、松井会長からは、申請地は面積も広く草の管理だけでも大変です。農業は持続・継続なので、体を壊さないようしっかりと頑張ってくださいとのことでした。

５番申請は、譲渡人の農業経営縮小を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の３ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は５番表記のとおりです。

６番申請は、譲受人の農業経営縮小を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の４ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は６番表記のとおりです。

７番申請は、譲受人の経営規模拡大を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の４ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は７番表記のとおりです。

８番申請は、譲受人の経営規模拡大を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の５ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は８番表記のとおりです。

以上、８件の申請は農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に

必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当し

ないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

ご承認いただきましたので、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農地法第５条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第２号　農地法第５条に関する許可申請３件について説明させていただきます。議案書６ページをご参照願います。申請につきまして、令和５年８月28日に、岸本委

員と共に農地現地調査を行いました。

資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧ください。資料に場所の地図や、事業計画書・計画図面等を添付しておりますので、ご確認ください。

１番申請は、工場（製材業）を転用目的とする所有権移転の売買です。

申請者及び申請地は１番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、櫟本駅から宅地化率で算出する第２種農地で、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど農地法第５条第２項各号にも該当しないため問題ないと考えます。

　２番申請は、緑地、水路及び道路を転用目的とする所有権移転の売買です。資料番号２の農地現地調査表も併せてご覧ください。

申請者及び申請地は２番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号２のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、中山間地域等に存ずる農業公共投資の対象となっていない小集団の農地である「その他２種農地」で、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど農地法第５条第２項各号にも該当しないため問題ないと考えます。

３番申請は、農家の分家住宅を転用目的とする賃借権の設定です。資料番号３の農地現地調査表も併せてご覧ください。申請者及び申請地は３番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号３のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、道路、上下水道の整備された沿道の区域で、学校などの施設が500ｍ以内に存する区域にある第３種農地で、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため問題ないと考えます。以上でございます。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、農地法第５条に関する許可申請について、ご承認いただきましたので、申請内容のとおり県へ進達いたします。

次に、議案第３号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

　それでは、議案第３号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画３件について説明させていただきます。議案書７ページをご覧ください。

１件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田として利用する使用貸借で、新規集積となります。

２件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田として利用する使用貸借で、新規集積となります。

３件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、畑として利用する使用貸借で、新規集積となります。

以上でございます。

議長（松井義憲）

ただ今、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画をご承認いただきましたので、その旨を市長に回答いたします。

次に、議案第４号　その他　８月分「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第４号　その他　８月分の市街化区域転用の届出についてご報告いたします。

資料番号４をご参照ください。

令和５年８月分の市街化区域転用届出といたしまして、５条届出は、住宅用地、倉庫、青空資材置場、青空駐車場の各１件でした。

市街化区域届出の専決処分は以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま、報告のありました「８月分市街化区域の専決処分について」何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

以上をもちまして、本日の委員会の案件はすべて終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

　ないようでしたら、事務局の方から、何か連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田彰）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・令和５年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

　・冊子「農政なら」

　・病害虫発生予察に関する情報提供について

議長（松井義憲）

それではこれをもちまして９月の定例委員会を閉会させていただきます。

まだまだ、残暑が厳しいですのでお体には十分お気を付けください。

また、農地パトロールについてもお世話をかけますが、地域計画を策定するため

に必要ですので、よろしくお願い申し上げます。

本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ５年 ９月 ８日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員